

日本鳥学会は、1912年(明治45年)5月3日に第1回の会合がもたれ発足し、その3年後には学術雑誌「鳥」が創刊されました。日本鳥学会は創立以来、日本における鳥類分野でただひとつの学会として、さまざまな活動をくりひろげてきました。さらなる鳥学の発展及び学会基盤の確立と将来的発展を確保するために、2024年(令和6年)1月4日に登記を終え、一般社団法人日本鳥学会が設立されました。

これまでの旧任意団体と一般社団法人の日本鳥学会は組織体制が変わるので、新しい組織体制を解説します。組織体制に関する重要事項は定款で、定款事項の運用細則ないし事務的事項は、代議員総会が定めるべきとされる事項は定款施行規則、その他の事項は、理事会が定める諸規程で定められます(なお、これらの下位規則は定款に違反してはいけません。)

## 一般社団法人日本鳥学会における会員からの意見を反映させた決議までの流れ

- 一般社団法人では、社員総会(鳥学会では、会員により選挙された代議員による代議員総会。)が最高意思決定機関であり、法律か定款で定められた重要事項を審議します。それ以外の事項の決定は、理事会で行います。会員の意見は事務局員、理事、代議員、委員会委員をとおして理事会あるいは代議員会にあげることができます。また次のように会員総会でも意見を直接述べることができます。
- 会員からの意見は、これまでと同じく、大会時に会員総会を開催して可能な限り聞いて反映します(41条)。その件に関する審議は理事会あるいは代議員総会で行います。
- 代議員総会の審議事項のうち、会員の除名、名誉会員の推挙、会費変更など、会員に関する重要事項を、会員総会の承認又は報告を発効要件とします(42条2項)。例えば、名誉会員の推挙に関しては、代議員総会の議決ののちに、会員総会での承認となります。

### < 定款 >

第41条 本法人には、会員総会を置き、第5条に定める会員(団体会員を除く。)によって構成する。

第42条 会員総会は、以下の事項を審議する。

- (1) 名誉会員の承認
- (2) 会員の除名の承認
- (3) 理事会が必要と認め会長が諮問する事項への答申

2 会員総会は、前項に定めるほか、本法人の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

## 定款や法律の用語の説明

- 会員: 会費を払った人達
- 社員: 一般社団法人の構成員。鳥学会では会員の選挙で選ばれた代議員
- 理事: 理事会の構成員として代議員総会によって選出された人。基本的に代議員の中から選ばれます。
- 代表理事: 会長のこと。理事会を取りまとめ、業務を執行し、対外的に法人を代表します。現在と同様の選挙を首席代議員(=会長候補者)の選挙として行います。
- 理事会: 法人の業務執行に関する意思決定を行う。運営についてさまざま議論をします。役割としては、法人化前の評議員に似ています。
- 代議員総会: 社員総会でもあり、法人の意思決定機関として理事の選任解任、定款の変更などの重要事項を決議するとともに、理事会を監督する役割を持ちます。学会運営の大半は理事会で決まりますが、それを監督する代議員総会があることで、ガバナンスが強化され、組織としての健全性を担保できます。
- 会員総会: 会員の意見を法人に反映させる一種の諮問機関。ただし、名誉会員の推挙、会員の除名等の会員にかかわる部分を決定します。
- 事務局: 事務局長、事務局員若干名からなり、代表理事の補佐をしつつ、学会運営に係る事務を行います。

## 代議員総会と理事会の関係

- ・法人化後は、社員(=選挙で選ばれた代議員)が揃う社員総会(=代議員総会)が、最高の意思決定機関となります。
- ・理事会を置き、理事会は業務執行に責任を持ち、学会内の細かい点を議論して機動的に物事を決めていきます。それに対して、代議員総会は、理事会を監視する機能を持ちます。

## 理事会

- ・法人化前の評議員会で行っている業務は、おおむね法人化後は理事会の役割となります。
- ・理事は代議員総会によって選任され理事会を組織します(24条、25条)。理事の人数は、定款上は3名から15名(23条)ですが、7名前後が予想されています。理事選任の際に、後述する会長の候補者(首席代議員)を理事に含むことが予定されています(定款施行規則)。なお、「理事かつ代議員」のものと「理事ではない代議員」のものに分かれます。つまり会員選挙で選ばれたものが、運営する側(理事会)とそれを監視する側(代議員総会)に分かれることになります。

## 会長

- ・会員による代議員の選挙時に、あわせて立候補または推薦による首席代議員(=会長候補者)を選定します(12条3項)。
- ・代議員総会では、選挙によって選ばれた首席代議員を、会長(代表理事)を互選する理事会に会長候補として推薦します(24条3項)。
- \*一般法人法のルールにより、理事会で会長=代表理事を決定します。従って、会員や代議員が、直接会長を直接選定することはできませんが、代議員選挙で首席代議員にふさわしいと思う者を指名し、首席代議員として最も多く指名された方が首席代議員となり、代議員総会、理事会を通じて、この方が会長=代表理事になる、という手順で、実質上は会員による選出を確保しています。

<定款>

### 第12条

3 会員(団体会員を除く。この章において以下同じ。)は、選挙により、会員の中から代議員を選出し、かつ、首席代議員1名を指名するものとする。

第24条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 代議員総会は、第12条第3項に定める選挙の結果を参酌して、会長候補者を理事会に推薦するものとする。

4 会長は、理事のうちから、1名を副会長に指名し、理事会の承認を得る。

5 監事は、本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

## 監事

- ・監事は代議員総会で選任され、法人の会計及び会務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成します(24条、26条)。一般社団法人の監事は、理事会にも出席します(38条2項)。監事の定数は2名以内です(23条)。

<定款>

第23条 本法人に、次の役員を置く。

(2) 監事 2名以内

第24条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって選任する。

第26条 監事は、法人の会計及び会務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 事務局長

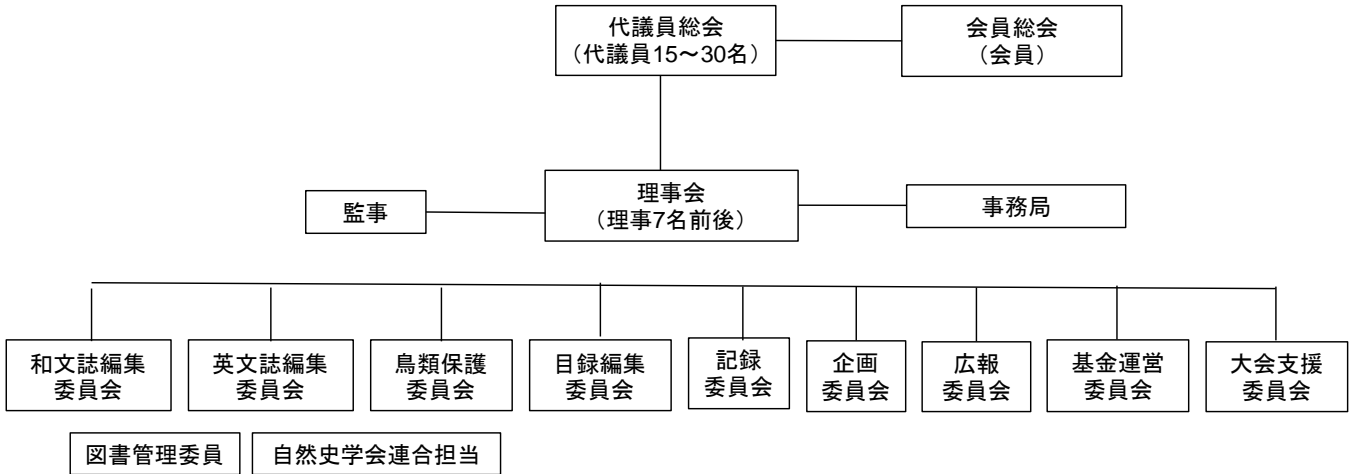
- ・従前と同じく会長(正確には会長候補)の意見を反映して選出されます(44条2項)。
- ・実際の流れとしては、会長が事務局長を推薦し、理事会の承認を受けます。事務局長は理事であることが望ましいと考えています。

<定款>

第44条 本法人の事務を処理し、会長を補佐するため、理事会の決議により事務局を設置する。

2 事務局は事務局長及び参与若干名で構成し、会長が理事会の承認を得て任命する。

# 一般社団法人日本鳥学会組織図



- ・ 会員は選挙で代議員の投票とそこから首席代議員を指名
- ・ 理事は代議員総会が選任する（代議員でなくてもよい）
- ・ 代表理事の選定は理事の互選（選挙結果を重視する）
- ・ 事務局員は会長が推薦

## 理事会（7名前後）

会長（代表理事）  
副会長  
理事 複数名  
事務局長

## 事務局

会長  
副会長  
事務局長  
庶務幹事（参与） 若干名  
会計幹事（参与） 若干名

# 会員意見を学会運営に反映する流れ

